

小値賀町議会第三回定例会
(第十日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫	一

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十年九月二十六日（金曜日）

午前九時三十一分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員 ・ 岩坪義光議員）
- 第二 議案第五五号 平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第三 報告第五号 平成十九事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告及び清算事務報告について
- 第四 報告第六号 平成二十年小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第五 報告第七号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第六 報告第八号 小値賀交通株式会社経営状況の報告に関する件
- 第七 議案第四〇号 小値賀町税条例の一部を改正する条例案
- 第八 議案第四一号 小値賀町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第四二号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十 議案第四三号 佐世保地域広域市町村圏組合の解散について
- 第十一 議案第四四号 佐世保地域広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分について
- 第十二 議案第四五号 佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更について
- 第十三 議案第五六号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十四 議案第五七号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第十五 発議第九号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
- 第十六 産業建設常任委員会の所管事務調査報告

- 第十七 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十八 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十九 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第二十 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十一分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、五番・浦 英明議員、六番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第五五号については、決算特別委員会に付託しておりましたので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。

決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長（立石隆教） 本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により報告します。

一、委員会を開いた年月日及び場所、二の出席した委員の氏名、三の欠席した委員の氏名、四の出席した委員外の議員の氏名、五の職務のために出席した者、六の説明のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。第七、付託を受けた事件の件名及び第八、会議に付した事件の件名は、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、九月十九日及び九月二十二日の二日間会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑を重ねました。

質疑の主なものは、報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、議案第五五号については、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。

その他、今回の決算に対する意見として、滞納問題、徴収事務については、戸別訪問など執行部の努力で成果は上がっていることは認められるが、今回、不納欠損額が初めて計上されました。納税者の公平を期するため、今後とも徴収努力を望むという意見がありました。また、Ｉターン事業については、徐々にではあるがその成果は上がって来ているようで、今後とも期待していききたいとの声もありました。

特別会計では、一般会計からの繰入額が多額であることの懸念が示されており、また、同じ人件費でも住民への職員への対応の仕方次第では町民の満足度が変わるものだから、住民と接する窓口の対応などについて職員の意識改革を更に望むとの意見もありました。

補助金の効果・成果などについての特別な審議資料が必要な場合は、事前に議長に申し出て、議長を通して資料提供を執行部に求めることを委員全員で改めて確認いたしました。

また、昨今の自治体財政の診断のために大きくクローズアップされてきた『バランスシート』及び『行政評価』については、出来る限り議会に間に合うよう作成していただき、議会における決算審査の資料としての提出を求めることを申し合わせました。

今回、二日間の決算特別委員会を開催しましたが、健全な財政運営を維持するための努力姿勢は認められるものの、依然として経常収支比率・実質公債費比率は高い水準であり、不安要素を抱えたままの財政運営は否めない状況です。

今後は事業の効率化、予算の見直しを積極的に進め、安定した町財政の堅持を期待します。

今回の委員会での質疑や意見等が、これからの予算編成とその執行に反映されることを望みます。

以上、決算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告を終わります。

おはかりします。

本件については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

松永議員

九番（松永勇治） 私は、平成十九年度各会計歳入歳出決算認定に賛成の立場で討論をいたします。

平成十九年度一般会計決算を十八年度決算と比較いたしますと、地方税（町税）は、税制改革により、九百七十三万五千円（六・七％）増額はしましたが、一方で、依存財源、地方譲与税が所得譲与税の廃止により、二千二百二十八万六千円（四一・四％）減、地方交付税四千五百五十七万円（二・四％）減、交付金は、地方消費税交付金他で、三百六万四千円（七・六％）減となっております。一般財源は十八年度に比べ、五千七百八十万一千円減、十七年度比、一億七千八百九十二万二千円減少しており、依存財源が年々減少いたしております。

また、経常一般財源歳出を見ると、十八年度比七千六百三十八万一千円減少、減額の主なものは、公債費九千六百十九万円、物件費二千三百五十三万円で、繰出金は四千七百八十八万八千円増額いたしております。

特別会計七会計の運営に当たっては、住民の生活に直結する事業であり、財源不足を一般会計から繰り出し、運営いたしておりますが、平成十八年度特別会計における一般会計からの繰入額は、三億四百三十八万一千円、うち一般財源充当は、一億四千九百九十五万円、十九年度一般会計繰入額二億九千九百六十五万六千円、うち一般財源充当一億八千九百八十三万八千円で、これまで一般会計財政運営を圧迫し、大きな負担をかけておる現状でございます。

今後、特別会計独立採算制の建前から、予算執行に当たっては極力経費節減に努め、自分の企業、商売だと思つて、運営に当たつてほしいと思ひます。

また、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、八七・七％ですが、経常一般財源、歳入から臨時財政対策債七千六

百五十五万円を差し引いた経常収支比率は、九一・三％と高く、以上のような財政構造の中、収入未済額が、一般会計三百五十九万円、特別会計二千二十三万四千円、合わせて二千三百八十二万四千円、それに町民税三万一千八百九十六円、簡易水道事業会計、使用料三万八千三百四十円の不納欠損処分が生じるなど、今後の財政運営が危惧されます。

経済の不況、低迷で徴収は大変でしょうが、滞納の防止、徴収に一層努力していただき、自治体が自己決定、自己責任の原則の下、住民が希望をもてるよう、必要な事務事業を勇気を出し、知恵を出し、推進し、行政の役割をきちんと果たしていただくよう強く要望いたしましたして、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定に賛成いたします。

以上、私の討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『認定』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

以上をもちまして決算認定は終了いたしましたので、決算特別委員会は、廃止することにいたします。

坂木・伊藤両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でした。しばらく休憩します。

― 休憩 ― 午前 九時 四十二分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

— 再開 午前 九時 四十二分 —

日程第三、報告第五号、平成十九事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告及び清算事務報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） おはようございます。

報告第五号、平成十九事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告及び清算事務報告について、ご説明いたします。

普通地方公共団体が出資している法人の経営状況につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、議会に提出することになっておりますので、平成十九事業年度長崎県市町村土地開発公社決算報告書及び清算事務報告書を提出し、ここに報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第五号、平成十九事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告及び清算事務報告を終わります。

日程第四、報告第六号、平成二十年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 報告第六号、平成二十年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び同法第二十二條第一項の規定により、平成二十年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、並びに資金不足比率については該当いたし

ません。

実質公債費比率につきましては、二三・四％、将来負担比率につきましては、百十一・七％となっており、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下でございます。

今後の見込みについても、これらの基準を超えることはない試算しております。

以上、平成二十年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

議長（横山弘藏） これでは報告の説明が終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 地方債の起債制度が、許可制度から協議制度に移行され、指標、実質公債費比率が新たに設けられております。

その判断のための算定は、地方債の元利償還金に準ずるものから、元利償還に充てられる特定財源と交付税に算入された地方債償還金、基準財政需要額を控除した額を、標準財政規模に臨時財政対策債を加えた額で除した『実質公債費比率』が、前三年度の比率の平均値が一八％を超えると、地方債許可制度に移行し、二五％を超えると、単独事業の起債が認められないというふうには解釈しております。

起債制限団体となるということですが、十九年度の指数が二三・四％と高く、大変心配いたしております。

指標の今後の推移について、財政課長に伺います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

実質公債費比率につきましては、今、松永議員さんがおっしゃられたとおりの説明の算定基準で算定をしております。

今後の見込みにつきましては、これは二十年度となっておりましても、十九年度分の、二十年度報告で議会に報告しております。これが二三・四％です。

現状の算定方法で推計をした結果、来年度に報告する分については、二二・一％、この「コンマ一％」は少し判りませんので、二二％台ということで、詰めさせていただきます。

それから、再来年度、二十二年度報告につきましては、一九％台、二十三年度報告につきましては、一六％台、二十四年

度報告につきましては、一四％台になると見込んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今の財政課長の答弁の中でですね、一・二点、お伺いをいたします。

まず、実質公債費比率が二十一年度から二十四年度までどんどん下がっていくということですが、昨年、十八年度の決算で、一七・二％、で今回、二三・四％ですか、急激に上がった理由を、まず内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これは算定方法が変わったために、こういうふうな結果になっております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） その算定方法が変わったということですが、おそらく計算方法が複雑ちゆうことですが、当町の内容から行きますと、一般会計から特別会計への繰り入れの分がですね、今度の算定方法に、あと三つぐらいあるでしょうけど、一番主などはそれじゃなかなあという気がいたします。

それで、そこら辺も踏まえてですね、今後、実質公債費比率が下がるという意味がですね、私は納得できんわけですが…。
というのは、具体的に細かいことは言いません。分母の、今言う、標準財政規模ですか、これが税収と、今言う交付税が標準財政規模だと。で、分子の方が、実質の公債費という形の中ですね、この年々下がっていくという意味がですね、どうしても納得いかんとですよ！私は…。

で、なぜかと言えばですね、分母が当然町税等々が今後伸びるであろうということは、まあ横ばいか、そんならだろうと。まあ、私はちよつと下がって行くんじゃないかなあと思えます。

で、交付税も当然今度二十二年度見直しになればですね、若干下がるであろうと。分母は下がるわけですね。分子の方もですね、公債費が今から全然事業をしないということになれば、当然、償還もどんどん減ってきますんで、当然下がるだろうと、事業せんやった場合はですね。

だから、これだけ下がる理由の説明をもう少し詳しくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

おっしゃるとおり、これは標準財政規模に対する負担の割合というふうなことで計算されており、「なぜ減るのか」と言いますと、まず、一般会計で出されている公債費、これが年々減っていくのは議員さんもご承知だと思います。この減る割合と、地方交付税が減る割合は、起債の減る割合が大きいために、その分だけは減っていきますね。例えば、一億円ずつ毎年減ると、その分の三分分は下の方が大きいわけですから、その分は減るのはご存知ですよ。

それから、特別会計、これはですね、特別会計で計算しているのは公営企業だけです。うちの公営企業と言いますと、簡易水道・下水道・渡船の三つです。この三事業で公債費も少しづつ減少していきます。一番増えるというのは、もう下水道だけです。この下水道に關しましてもですね、特別会計の償還につきましては、「一般会計からこれだけ繰り入れなさい」という基準があります。この基準で、これは特別会計に全部入れた一般会計繰入金を全部算入しているわけじゃないんです。これは特別会計が償還する起債につきまして、「一般会計からこれだけ繰り入れなさいよ」というその数値で、この算定をしているわけです。

これが何で今年度増えたかというのは、その特別会計の企業会計、今はっきり言って下水道だけなんです。増えたのは…。この下水道に何でこういうふうな比率が増えたのかと言うと、実際、下水道会計が償還している部分には「一般会計からこれだけ入れなさい」という数字が今まであったんです。この数値にですね、過疎債、辺地債を借りて分は、それにまた上乘せをしているわけなんです。実際、うちが下水道会計に「百なら百入れなさい」という基準があつて、その数字を入れて計算しているわけじゃないんです。それに過疎債、辺地債を借った分をですね、また上乘せしてるんですよ。それなので、今度のこういうふうな結果になつてるんです。一番大きな原因はですね。

それと、もう一つは、『債務負担行為』というのがあります。ご存知のとおり、畑総事業をやつてですね、その事業に対する債務負担を行つておりますけども、これに対する債務負担についてもですね、今まで債務負担をするのに一般会計から基金を充ててたんです。振興基金をその債務負担行為の中に充てたわけですね。例えば、「五千万あれば二千五百万ぐらいは振興基金を充ててますよ」ということで、その充てた振興基金を特別財源として今まで認めてもらつたんですけど、これを一切認めないと、もう一般会計へ入れた金だからもう基金から入れようが、どこから入れようが、それは一般財源扱いで、特定財源としないということで、丸々算定しております。その結果が、『一七・一』から『二三・四』に上がった大きな原

因です。

実際的に、従来どおりすると、今年度はですね、『一八・六』なんです。昨年までの算定基準でやると、『一八・六』なんです。それが『二三・四』になった結果は、今私が言ったとおりなんです。

それでよろしいですか？

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 具体的に数値まで答弁いただきましたけど、まあ細かいことはですね、ここでいくら議論してもあれでしょうから、後日ですね、議長にお願いですが、資料の提出をしていただければと思います。

で、細かいことはちよつと抜きにしてですね、今の答弁の内容から行きますと、要するに一般会計から繰り入れる分の、今言う、その下水道が主な要因ということで、その基準内の繰り入れですか、それと基準外との関係で、今回、国の方の制度がそう変わったから、債務負担行為も含めて全部入れたということが上がったということの説明だったろうと思うんですが、要するに来年以降も、一般会計からの繰り出しは出てくると思うんですね。

だから、結果的に今後そういう繰り入れが減っていく方がいいでしょうけど、特別会計に繰り入れる分もですが、今後事業を一切しないということであればですね、当然、分子の方は減っていくわけですから、当然減っていくでしょうけど、そこら辺の今後の事業をですね、なぜ私が言うかと言え、今後、二五％超せばですね、ご存知のとおり、県の方に『適正化計画』も出しようから、一八％超してるといふ状況の中で、協議制から許可制に変わるといふことでございますので、二五％超した場合に、今、町長がいろんな計画をされております。そういう事業を今後やっていたら、まあ上がっていくだろうと私は思うってすよね。これ、今さっきの数値は、二十四年度で『一四％』ということになれば、まあそこら辺の事業は加味しているのか、いないのかですね。

それともう一点。これは県のホームページで公表されております。この中でですね、一点だけ言つときますが、『市町村の財政比較分析表』、十八年度の決算分ですね。この中で、ちよつと読ませていただきます。実質公債費比率のところですね、県の分析した内容ですね。ちよつと読ませていただきます。

「普通建設事業債に係る起債償還と近年の下水道事業により、類似団体平均を上回っている。世代間の負担の公平化と公債費負担の中長期的な平準化の観点から、資本費平準化債を活用し、償還額の平準化及び実質公債費比率の急激な上昇を抑

える。」と、こういうふうに書いてあるわけですね。県の市町振興課、そのあれでしょうけど、要するに、県の見方はこういう見方をしとるわけですね。まあそれは平準化債のやつはそっち置いて、この前、そういう話もちよろつとしました。が、財政課長は「それは一切ない。」という答弁やったですから、まあそれはいいです。

そういうことで、この平準化債のことはもう結構ですんで、一点目のやつの答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この将来の見込み、実質公債費比率の将来の見込みにつきましては、振興計画に上がってる事業はすべて加味しております。

それと、先ほど言いましたけど、「資本費平準化債は回答要らない。」と言いましたけども、それは、これを下げると、資本費平準化債を借っているわけではございませんで、下水道事業をしているところの市町村はですね、まあ「100%」と言っていると思いますけども、例えば、借れないところは別ですけど、それはすべて借っているというふうに認識しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） これはお尋ねでございますが、「実質公債費比率がですね、二五%を超えても、今まであった『起債制限比率』ですね、これが二〇%以下の団体は、起債の制限をしない」というふうには私は何かで見たんですけども、そのとおりでしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。その二五%超えた場合はですね、一般の単独事業の分についての起債の制限はございますけども、起債制限比率が『二〇%』を超えない限りはですね、昔で言う、起債の制限は受けられないということになっております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 先ほど、財政課長の答弁の中で、振興計画のやつは全部加味した中での、今後の見通しということでございますが、学校の、小中高一貫の校舎関係もこれは入れているのか。

それと、今後、維持補修等々は出てくると思います。いろんな施設ですね…。
そういうのも加味しているのか、そこら辺お伺いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

学校建設につきましては、算入しておりません。

それから、他の維持補修については、その算定の範囲内に入っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	零分	—
—	再開	午前	十時	一分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

加山議員

二番（加山雅徳） 振興計画には入れてないということですが、ただ、これだけ耐震化等々が問われとる状態ですね、振興計画に入っていないから入れてないというのはですね、当然、これはもう絶対せねやあいかん、しなくては通らん事業ですんで、ただ「入れてないから、実質公債費比率には加味されてません。」という答弁は、私から言わせれば、いやあ、せんでもない事業ならいいんですよ、これ。当然、国・県挙げて耐震化、これだけ問題になつとるわけですから、当然、新築しようが、しまいが、まあ耐震補強工事をしようが、どっちかは選択してせねいかん事業ですんで、そこら辺はやっぱり今後、よく考慮してですね、やっていたかんと、「振興計画に入っていないから云々。」というのは、ちよつと私はおかしいと思います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 「これは入っていない。」と言いましたけど、今、振興計画は一応二十三年度までの振興計画なので、私たちの中ではですね、学校建設につきましては、基金を一億程度貯めてからですね、事業を行おうかなあというふう
に考えておりました、今現在の段階で振興計画には入れていないということです。

例えば、五年後、或いは十年後に学校を造るということで、計算をさせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第六号、平成二十年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

日程第五、報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

財団法人「小値賀町担い手公社」は、平成十三年三月二十八日に設立され、地域の特性と資源を活かした農業振興を図るため、地域内外と一体となって、次代を担う、担い手の育成及び農業生産基盤の充実を推進し、農業の総合的な発展に寄与することを主な目的として活動をいたしております。

公社の資本金は二千五百万円で、その内八〇%の、二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項に規定する法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出して、ご報告いたします。

議長（横山弘藏） これでは報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第七号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告を終わります。

日程第六、報告第八号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 報告第八号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成四年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車株式会社から事業を受け継ぎ、同年十月一日からバス運行を開始し、現在まで無事故で運行を継続しております。

資本金は二千万円で、その内の八五%の、一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出し、経営状況を報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第八号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告を終わります。

日程第七、議案第四〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第四〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

新公益法人制度が、平成二十年十二月一日より施行することに伴いまして、民法が改正され、現行の民法第三十四条の規定により設立された法人に係る根拠規定がなくなることとなります。

そのため、これらの規定を引用する条例等については、規定の整備を行う必要がありますので、今回改正した次第であります。

第五十一条第一項第四号を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条に規定する公益社団法人、若しくは公益財団法人又は法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人及び地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体に改めるものとございます。

なお、施行期日につきましては、平成二十年十二月一日でございます。

以上、小値賀町税条例の一部を改正する条例案について説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四一号、小値賀町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四一号、小値賀町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

新公益法人制度が、平成二十年十二月一日より施行されることに伴いまして、民法が改正され、現行の民法第三十四条の規定により設立された法人に係る根拠規定がなくなることとなります。

そのため、これらの規定を引用する条例等については、新しい規定に基づいた見直しを行う必要がありますので、今回改正する次第であります。

以上、小値賀町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四一号、小値賀町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四一号、小値賀町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第四二号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第四二号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

新公益法人制度が、平成二十年十二月一日より施行されることとなり、それに伴って、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されたことにより、見直しを行う必要がありますので、今回改正する次第であります。最後に、条例の新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

立石議員

質疑はありませんか。

八番（立石隆教） この改正の内容というのは、公益法人への派遣を、公益的法人というふうに改めるものが主なものです。『公益的法人』とは、どういうところまで指すのでしょうか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これは、新旧対照表を見れば判るように、『的』というのが追加されておりますが、これは今までです。法人の設立と公益性の判断が一体であったためにですね、法人の設立が容易ではなかったわけですね。

それで、まあ簡単に言えば、やさしくなったというか、範囲を広げたというか、そういうことで法人の設立が容易になったということでございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 公益法人という枠というのは、明確になつてゐるんですよ。それはもうどれが公益法人かというのは判るように今、法律でもなつておりますが、それを『公益的』というのは、少し広げただという意味合いであることは間違いないんですが、『公益的』と言う場合、どこまで『公益的』って一般的には言うんだろかなあと思つたものですから、「例えば、どういふところまでのことを指すんです。」ということ、答弁を期待しているんですが、それは判りませんか？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十七分	—
—	再開	午前	十時	三十分	—

総務課長

議長（横山弘藏） 再開します。

総務課長（谷 良一） お答えします。

現行の『公益法人』という用語はですね、現行法では定義をされておりません。

それで、今回この改正によりましてですね、今までは公益性を有した法人が、『公益法人』と言われておつたんですが、法の改正によりましてですね、公益目的事業比率が百分の五〇以上ですね、ちゆうことは半分ですね、半分以上となる法人を『公益的法人』というように改正されております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 法的解釈と言うより、どんなものが範囲が増えたんだろかなあということ、お伺いをしたいと思つたんです。

実は宗教法人も公益法人なんです。社会福祉協議会も公益法人です。ですから、社会福祉協議会等にも職員のパ遣をしてたということ、ここの中でやつたということになるんです。

そこで、公益法人というのが、小値賀においてはNPO法人が入るかどうかという問題がありました。以前の条例では：。そうすると、公益的法人と、『的』が入つたことで、NPO法人にも行ける、つまり、NPO法人は、以前では公益法人と言えるかどうかというのは疑問だったんですね。「明確に法律では定めがありません。」って言つてましたけど、そうい

うふうなどころもちよつと緩和されたと言いますか、広げられたという意味かなあというふうには私は思ったもんですから、それを確認しておこうと、小値賀においてはNPO法人ありますので…。そういう所も派遣できるのかな？ということを確認しておきたいというふうには思ったところでは。

そういうことです。そこはそうなのかということをお答えいただきたいと…。

NPO法人も『公益的法人』という中に入るんですかということ、お答えをいただきたいと思います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） NPO法人も公益的法人に入ります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

八番（立石隆教） もう一点ですけど、確認をします。

立石 議員

財団法人は、公益法人ということで私も理解をしておりますからあれなんですけど、第三セクターについては、如何でしょうか？第三セクターを小値賀町は持っております。小値賀交通なんか第三セクターですが、それは勿論小値賀の公益的仕事を、一役を担っているということになりますから、それも公益的法人というふうな括りの中に入っていると捉えていいのかどうかということ、確認をしておきたいと思います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 第三セクターは、公益的法人にはなりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四二号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四二号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十、議案第四三号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散について及び日程第十一、議案第四四号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分について及び日程第十二、議案第四五号、佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、日程第十、議案第四三号、日程第十一、議案第四四号、日程第十二、議案第四五号を一括議題とします。
議案第四三号、議案第四四号、議案第四五号の提案理由の説明を求めます。 総務課長

総務課長(谷 良一) 議案第四三号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散についてご説明いたします。

平成二十一年三月三十一日をもって、佐世保地域広域市町村圏組合を解散するので、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を要するため、提案するものです。

議案第四四号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

先ほどの、議案第四三号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散と同じく、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の

議決を要するため、提案するものです。

議案第四五号、佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更についてご説明いたします。

佐世保地域広域市町村圏組合を、平成二十一年三月三十一日をもって解散することに伴い、地方自治法施行令第二百十八条の二の規定に基づき、組合事務の継承について規約を変更するもので、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を要するため提案するものです。

最後に、条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第四三号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四三号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四三号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第四四号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、佐世保地域広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第四五号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四五号、佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四五号、佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

教育長の退場を求めます。

(教育長退場)

議長(横山弘藏) 本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) 議案第五六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明いたします。

巖委員が、本年九月末日をもって四年間の任期満了になります。

適任と考えておりますので、再任をお願いしたいと思っておりますので、同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第五六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

八番(立石隆教) 議長、議事進行発言。

議長(横山弘藏) 立石 議員

八番(立石隆教) 本案については、『簡易採決』ではなくて、『起立採決』を望みます。

議長(横山弘藏) ただいま、立石議員より『起立採決』を望むとの意見がありましたので、この表決は起立によって行います。

議案第五六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに賛成の方は、起立願います。(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立少数です。

したがって、議案第五六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、同意しないことに決定しました。しばらく休憩します。

(教育長入場)

—	休憩	午前	十時	四十四分	—
—	再開	午前	十時	五十一分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第十四、議案第五七号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長(山田憲道) 議案第五七号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

平田信彦氏は、土地・家屋の評価事務及び税務実務経験の豊富な方で、この固定資産評価審査委員会委員として、適任者だと思えます。

同意していただきますと、平田信彦氏の任期は、平成二十年十月一日から平成二十三年九月三十日までの三ヶ年となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第五七号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五七号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十五、発議第九号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 提案理由を申し上げます。

私は、来る平成二十二年三月末をもって失効する、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に変わる「新たな過疎対策法」の制定を強く要望し、ここに提案します。

我が小値賀に限らず、日本全国の過疎地域においては、人口減少と高齢化による地域経済の衰退が甚だしく、それがなお若者の流出に拍車をかけている。

小値賀町においては、交流人口の増加や第一次産業の振興に努力はしているものの、いまだ道半ばというのが現状であります。

一方で、過疎化が進めば、国民共有の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境が失われて、未来に受け継いでいくことが困難になります。日本全国の美しい自然景観や文化的景観を守るといふ観点からも引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要と考える。

以上、小値賀町議会会議規則第十四条第一項の規定により、意見書案を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

松永議員

九番（松永勇治） 私は、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案に賛成する者であります。

過疎対策については、人口の著しい減少に伴って活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域については、総合的かつ計画的に対策を実施するための必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しい風格のある国土の形成に寄与する目的で、昭和四十五年「過疎地域対策緊急措置法」、昭和五十五年「過疎地域振興特別措置法」、平成二年「過疎地域活性化特別措置法」、更には、平成十二年「過疎地域自立促進特別措置法」が、それぞれ十年間の時限立法として四度にわたり制定された法律に基づき、国の負担補助の割合の特例、並びに地方債による財政措置など、「過疎地域自立促進のための財政上の特別措置」が講じられ、本町においても生活環境の整備や産業の振興など、各種の過疎対策事業が実施され、一定の成果を上げているところであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成二十二年三月末をもって失効いたしますが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えるべくことが重要であり、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されなければなりません。

急速な少子高齢化に起因する人口減少、また地域社会の活力の低下、集落機能の低下や担い手の減少による地域固有の文化の喪失等、今なお、解決すべき大きな課題が残されており、については、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であり、「新たな過疎対策法の制定」を強く要望するものであり、よって、発議第九号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案に賛成いたします。

以上、私の賛成討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第九号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第九号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。
おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十六、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長

産業建設常任委員会委員長（加山雅徳） 我々、産業建設常任委員会は、これまで現地視察を含め計八回委員会を開催し、懸案事項であった、現場の声と、各種団体の意見に重点をおいてここ約五ヶ月、調査・研究して参りました。

当委員会では、農水産業及び商工業、観光産業についての問題点を具体的に取り上げ、審議した後、執行部に出席していただき、説明を受け、その後、各種団体長に出席していただき、今の状況と今後の小値賀町の町づくりについて意見交換

会を開催いたしました。また、特産品であるピーナッツについて納島地区、大島地区にも委員会全員で足を運び、地域の意見と今後の町づくりについて意見交換会を実施いたしました。

当委員会は、各産業における現在の問題点を具体的に挙げ、次の五点について調査することといたしました。

第一点目として、土産品が当町においては少ない。

二点目に、牛の増頭について、三点目に藻場の再生について、四点目に古民家再生事業について、五点目に急速冷凍システムについての五項目について、徹底した議論を交わしました。

まず、一点目の土産品についてですが、土産品としては納島のピーナッツが一番売れているが、なお農業者の高齢化で供給が間に合わない、連作障害のため収量が以前と比べて減っている。また、納島地区での意見交換会では、ピーナッツの加工技術を継承するために、本島で全部まとめて加工したらどうか。また、逆に納島で加工したらどうか等、話し合いをいたしました。ある程度は理解していただいたものの、譲れる面と、譲れない面があり、今後更に話し合いの場を設けていく必要があるという意見で一致いたしました。

大島地区については、ほとんどの耕作者が前向きな意見で、冷凍設備とか、中にはカンコロの加工場の話も出るほどでした。いずれにしても今後更に検討する方向で一致いたしました。

次に、『神様からの贈り物』の値段についてですが、値段が高いなど、今後いろんな工夫を加える必要がある。また品数が少ないなど、いろんな問題点が指摘されました。

次に二点目の牛の増頭についてですが、和牛の増頭八百五十頭計画が一月の和牛振興大会で決定され、農家経営安定のため増頭が不可欠である。また平成二十年より競り市を年間六回に変更する理由について、一点目、購買者からの意見・要望による、二点目、上場子牛の斉一化による安定的な販売、三点目、繁殖農家の経営の安定、四点目、購買者の移動を最小限にする。以上の事が考えられるようです。

問題点として、年六回開催することで、上場子牛頭数を確保出来るか。また、宇久市場が早く開設されたとき、購買者が小値賀まで来るか等、いろいろと問題が指摘されました。

なお、今後の増頭については、新田の利用も考えていかななくてはならないのではとの意見もありました。

牛の放牧については、里山、遊休農地を放牧場として活用し、飼料の自給率を向上させ飼養管理を省力化することで、規

模拡大、増頭を目指す等、今後検討を重ねる必要があるという意見で一致いたしました。

次に藻場の再生についてですが、現在、小値賀全域で藻場の消滅・減少が見られる。また減少の要因として、温暖化のため、海水温度がこの五十年間で〇・九度C上昇している。また食害による減少も考えられる。対策としては、カジメ類は囲いが必要。またガンガゼの駆除が不可欠。なお、ガンガゼの商品化は出来ないか、ガンガゼを餌として販売出来ないか等、いろんな意見が出ました。

今後は、海草の磯焼け問題に対して国・県の補助金に着目していきたい。また離島漁業再生支援交付金を使って創意工夫しながら今後、実施したらどうかという意見もありました。

次に古民家再生事業ですが、今なぜこの事業が必要かというと、小値賀の産業と地域の活性化策の現状として、一点目、第一次産業の低迷、二点目、商店街の不景気、三点目、観光産業の現状と役割、その中で、一点目、NPO法人活動の限界、観光の多様化、二点目、短期、安価プログラム事業の限界、宿泊数と受け皿体制、三点目、第一次産業の複合振興策の基點化、町内産業の潤滑剤、四点目、地域に自信を植え付け再生、五点目、交流人口の増加による外貨獲得策に付加価値化などが上げられます。必要性については、委員全員認めているが、問題点として、規模が大きすぎる、受け皿が決まっていない、町民に対して説明不足では等、いろんな点で不透明な部分が多いという意見が出されました。

当委員会では、古民家再生事業についてかなりの時間をかけて議論いたしましたので、詳細については、議事録を閲覧していただければと思います。なお、この事業については、執行部の方で進めているようですが、十一月中には、ある程度の計画が上がってくると聞いておりますので、その時点で内容を十分に検討していきたいと思えます。

次にキャスシステムについてですが、海士町の事例をDVDで見た後、いろんな角度から検証し、小値賀での可能性を調査いたしました。まず、CASシステムをレンタルし、試験的に小値賀で獲れた魚を実際にやってみてそれを試食してみる。また、農産物についても加工したものをCASシステムで検証してみる。これについては交付金事業でできる。

以上の事を深く調査するために、去る七月二日、佐賀県唐津市呼子町に視察に議員全員で行って参りました。呼子イカ料理専門店『いか道楽』において、イカを試食してみたところ、議員の皆さんの反応は、キャスシステムで冷凍したものと、生きたイカを刺身にしたものを食べたところ、ほとんど見栄えも変わらず、味の方も変わらないという意見がほとんどでした。むしろ冷凍したイカが甘みがあって美味しいという意見が多数でした。その後、施設を見学し、小値賀でも利用できる

のではないかという意見が出ました。

なお、施設についてはそれほど高額ではなく、一基C A Sシステムと冷凍庫セットで一千二百万程度でした。

今後、当町においてこのシステムを利用した場合、どの程度の経済効果があるか、検証していきたいと思えます。

当委員会としては、これから更に調査・研究し、町執行部、各種団体、町民と連携を図り、小値賀町の発展及び活性化のために努力して参りたいと思えます。

以上でございます。

議長（横山弘藏） これでは報告を終わります。

日程第十七、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査） についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十八、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査 についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十九、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第二十、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十年小値賀町議会第三回定例会を閉会します。

午前 十一時 十二分 閉会